

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」
に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準案
に関するパブリックコメント結果報告

1. 実施期間

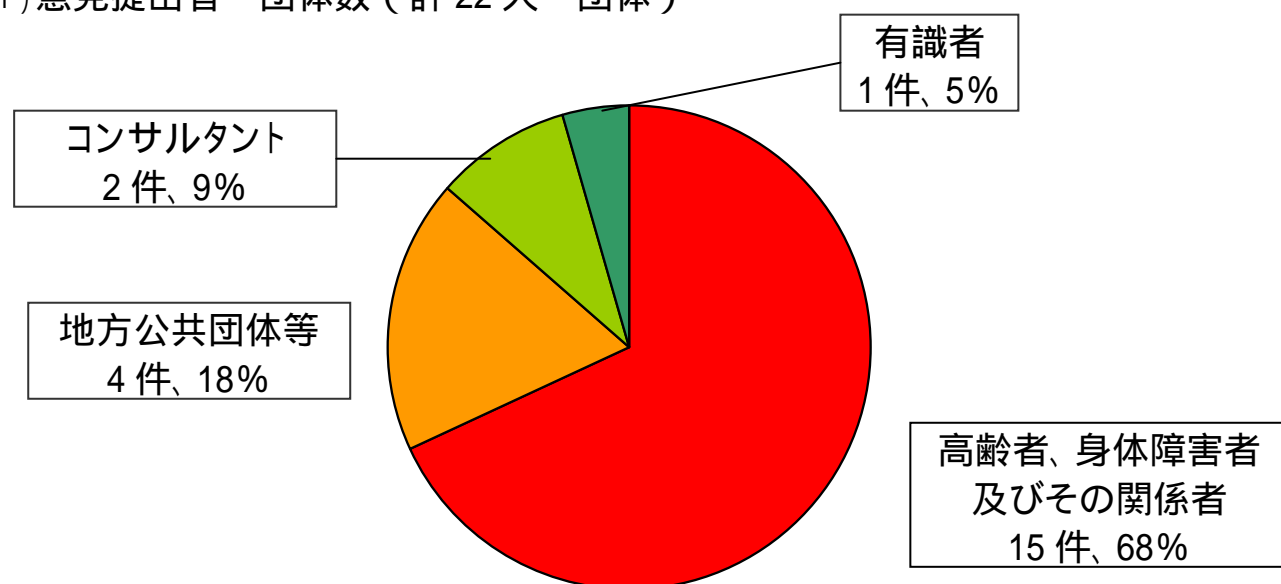
平成 18 年 8 月 29 日（火）～9 月 28 日（木）

2. 意見収集方法

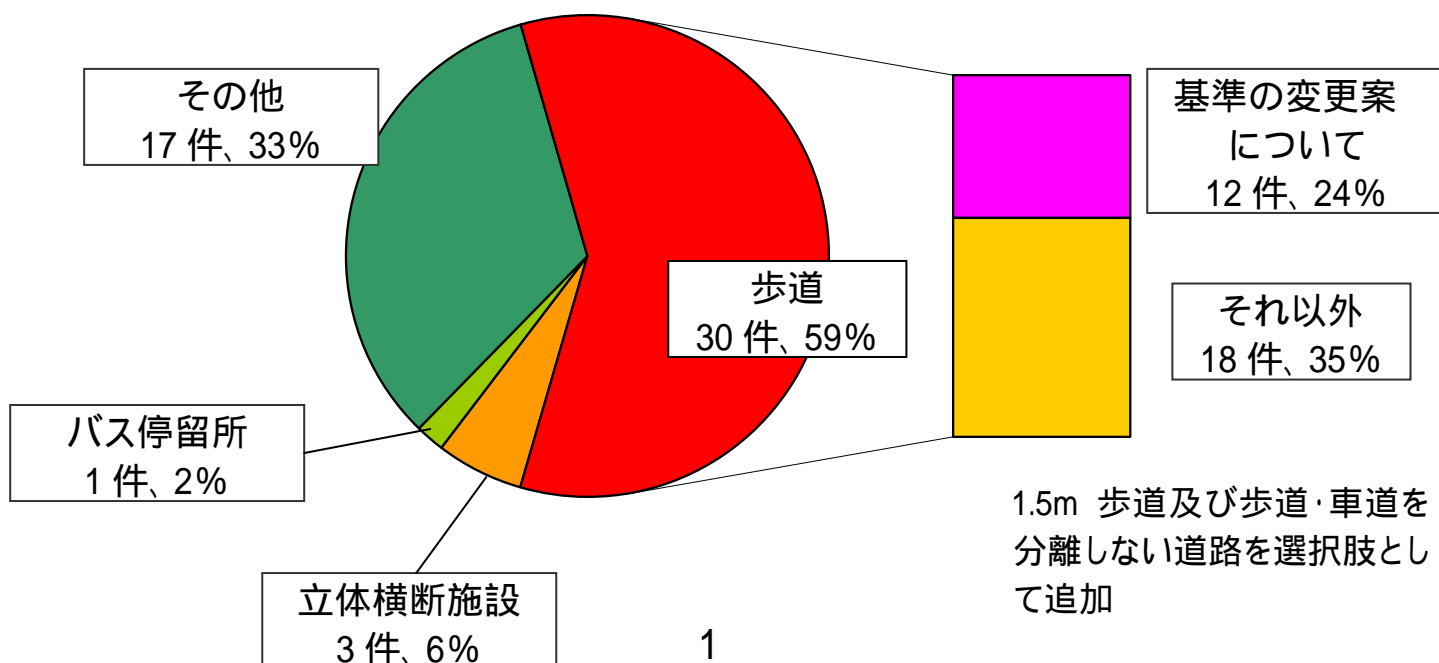
メール、F A X、郵送

3. 意見提出状況

(1) 意見提出者・団体数（計 22 人・団体）



(2) 意見数（計 51 件）



パブリックコメントの主なご意見

1. 基準の変更案に対する意見 (対応方針(案)は資料2)

(1.5m歩道及び歩道・車道を分離しない道路を選択肢として追加)

寄せられたご意見
1) 選択肢として追加する道路構造における高齢者、障害者等の通行の安全を十分に確保するため、必要な道路構造や規制についての配慮事項を明確にすべき。 (意見数:6件)
2) 2mの歩道幅員の確保が原則であり、安易に選択肢として追加する道路構造が適用されないよう、適用条件を限定的かつ明確に示すべき。 (意見数:3件)
3) 1.5m歩道における車いす使用者のすれ違い箇所について、円滑にすれ違うための箇所間隔、その他の配慮事項を示すべき。 (意見数:2件)

2. 基準の変更案以外に対する意見 (対応方針(案)は資料3)

(1) 歩道

幅員

寄せられたご意見	
4) 車いす使用者等が連続して歩道を通行できるよう、横断勾配や舗装に配慮した平坦部分を一定幅員確保すべき。 (意見数:2件)	(資料3 NO.24)
5) 広幅員歩道の場合、自転車等が高速で通行し危険であるため、障害者も安心して通ることができるような配慮が必要。 (意見数:3件)	(資料3 NO.25)

縁石

寄せられたご意見	
6) 歩道と車道との間の凸部により歩道側での車いす使用者の乗降ができなくなるため、この構造を止めるべき。 (意見数:1件)	(資料3 NO.26)

横断歩道部の歩車道境界の構造

寄せられたご意見	
7) 地方毎に構造が違くと外出した際に困るので、歩道と車道の段差にかかわる基準を統一すべき。 (意見数:4件)	(資料3 NO.11)
8) 視覚障害者と車いす使用者の両者にとって許容範囲となる基準等を明確にすることが必要であることから、双方にとって使いやすい構造のあり方について研究すべき。 (意見数:2件)	(資料3 NO.12)

視覚障害者誘導用ブロック

寄せられたご意見	
9) 横断歩道のエスコートゾーンは、視覚障害者の重要な歩行情報となるため、規格を統一し整備を推進すべき。 (意見数:1件)	(資料3 NO.13)
10) 視覚障害者誘導用ブロックの上に障害物を置かないよう正しく管理すべき。 (意見数:1件)	(資料3 NO.27)

(2) 立体横断施設

寄せられたご意見
11) 歩道橋しかない交差点において、エレベーターや横断歩道の設置などにより、バリアフリー化を図るべき。 (意見数:2件)
(資料3 NO.16)

(3) バス停留所

寄せられたご意見
12) ノンステップバス、低床バスをうまく使うため、バス停を改善し幅員を確保すべき。 (意見数:1件)
(資料3 NO.28)

(4) その他

寄せられたご意見
13) 福祉機器の発展と普及と重度障害者の社会参加に合わせて、ストレッチャー型車いす、ハンドル型車いす、歩行器等も対象とすべき。 (意見数:3件)
(資料3 NO.29)
14) 知的障害者、精神障害者などのニーズに対応した基準、仕様の検討が必要。 (意見数:3件)
(資料3 NO.20)
15) 視覚障害者への伝達は音声の基本とすべき。 (意見数:1件)
(資料3 NO.30)
16) 目的地までより単純なルートが確保できるように設計すべき。 (意見数:1件)
(資料3 NO.31)